

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-11
許認可等の種類	温泉採取の許可			
根拠法令条例等・条項	温泉法第14条の2			
許認可等の概要	温泉源からの温泉採取を業として行おうとする者の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 温泉法第14条の2 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請が次のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。 1 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。 2 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。 3 申請者が第14条の9第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。 4 申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日			
期間の制定根拠	—			